

研究

村のいろいろな届書

漁村羽出浦の庄屋古文書 (六)

賛助会員 安部弥右衛門

本号では、漁村での災害や其の他の、報告やいろいろな届書を書きました。

(第一資料) 村内の牛馬数報告

一 当浦中吟味仕り候延、牛馬老足も御座無く候。依つて此段御新り申上げ候。以上

卯(丑) 二月十日

三 役 人 印

(註) 嘉永八年

(お新り) 今回からの古文書、讀者におかりやすいように、次のようにいたしました。(編集者)

- ① 句読点をつけ、むずかしい字列には読みかたをつけました。
- ② 漢文書きのとこも、これまで返り点を加えていたのをやめて読み下しにし、若干送りかたをつけることにしました。

(第二資料) 越年の旅人のないこと

覚

一 当浦中吟味仕り候延、越年の旅人、当年罷り、越し候旅人老人も御座なく候。依つて此段御新り申上げ候。以上
但し此の折紙にて控え老本差出し申すべく候。

(第三資料) 麦作付終了の届

覚

一 当浦中吟味仕り候延、麦作植付の義日、今月十二日迄に残らず相仕舞申し候。依つて此段御新り申上げ候。以上

寅(丑)

十一月

三 役 人 印

(註) 嘉永七年

(第四資料) 大地震の損害報告

覚

一 此節、大地しんに付、は(後の波よけ)は不老分所三間口程損じ申候。

一 海辺石垣並ぶに、聞き地石垣少々宛損じ申し候。

一 古蔵かべ、少々宛損じ申し候。

一 屋敷、別条御座無く候。

右は此節大(注二)に竹常浦中吟味仕り候延、書面の通り御座候。依つて此段御新り申上げ候。以上

寅 十一月十三日 役 人 中 印

進 上

(注一) 嘉永七年十一月 日の大地震

(注二) 二字目と空いているが地震の二字を書きつくりであったようだ。

(第五資料) 大地震の損害詳細報告

覚

一 麦作痛 御座無く候。

一 居屋痛 御座無く候。

一 古蔵 式軒 但し壁少々宛損じ申し候。

(注二) 免租は今日租税を免する意で免租必らずと便わねてゐるが、こゝでは免租の意味つまり年貢上納と申し付けたもの

(一) 四七分のつは、何割の割と考へてよ、つまり四割七分の年貢

(二) 甲羊はきのえみつじ(米)であるが、享保十三年は戊申に在る、どうしてあやまつたかであるうか。もし一十千十支では、純計甲米の租金うこと成ない。

(三) 目損 早天(ハキ)作物が枯れて収穫がへること。

(四) 水損 洪水による凶作

(五) 虫喰 稲作における蝗害のように、農作物の虫害 (以上六項の注 羽柴程吉)

(第八資料) 榎苗の補植

覚

一 榎苗 六拾四本 羽出浦 中分

一同 三本 同 惣吉分

右の通り丑三月六日受取申し候。尤も去る戌年植え込み候内、損じ候に付、其代りに植直し

丑 三月六日

この文書で見れば、四年前の嘉永三戌年に材では多数の榎苗(はせなえ)を植え、その中の枯損した分の植えかえをしたようである。

増村隆也著、「佐伯郷土史」の年表によれば

「寛政六年、関谷儀、諸木植付奉行となり榎苗を作り山野に移植す。」

とある。嘉永三年はそれから六十年後、八代高橋公の代であるが、佐伯藩は依然藩の重要物産として、榎の増植を奨励していたものと考へられる。

羽出浦の言の森をはじめ、附近の山野に比較的榎の木が多く、秋になれば美しい紅葉が私たちが目を楽しませてくれるのは、その当時の遺産ではあるまいか。

(第九資料) 開地についての届書

覚

一 御領渡御山 七所程の内

地下の上山 七所北反程開地仕候

與惣治山 七反式敵程開地仕候

越石新山 七反反程開地仕候

八重石山 三反反程開地仕候

三所二敵程

右日書面の通り開地仕候。依つて此段御断り申上げ候

寛三 十二月七日 三 役 人 印 以上

旧代官所へ差出仕候

(注一) 羽出浦の裏山は私有地も共有林でなく藩の御用山で、百姓・漁民は借受けて利用していた。

(注二) 開地のこと、山林原野を伐り払い、畝をいれて畑にすこと、かいち、又はひらきかちといふ。

(注三) 慶応二年と推定

藩政の頃には、個人所有の自山といふのは、羽出浦にはほとんど無く、及右藩のものだったので、一定の地域を借りうけて開墾したようでありませう。この文書はそのことを伝える一例と思ひますが、羽出浦の如き浦辺の住民が、開墾地の届書を、「旧御代官所へ差出仕候」と末尾に附記している点には、一抹の疑問を感じます。

(編集者付記)

この疑問、私も同感です。將軍慶喜の大政奉還と、朝廷がこれを受けて、王政復古の大号令を発したのが慶応三年(一八六七)です。その前年(慶応二年)になぜ旧代官所としたのであろうか。寛のあやまりか、慶応二年と推定のおやまりでしょうか。

〔第十資料〕——雜木山道作り人夫賃のこと

覚

- 一 四拾五人 地下ノ上
- 一 貳拾三人 与惣居谷
- 一 九人 戸石崎

七拾七人

此賃銀 百拾五匁五分 但老人は行老又五分つ
古は御懸木山御成法に背、道作り人夫賃銀下し置かれ
候処、相違御座無、候。以上

卯 七月十一日 役 人 印

進 上

右の通り書付差出候へ共、賃銀御下がこれ無
く候に付、又書付認め直し差出し申し候。

この第十資料と、次に掲げる第十一資料は、藩庁御用
の薪を伐採して搬出するために、必要な道を作つた際
の人夫賃銀の請求である。

これによると、その頃の人夫賃銀は、一月一人銀老奴
五分であつたようだ。お上御用とて無賃使ひではなかつ
たようである。

〔第十一資料〕——雜木山道作り人夫賃請求

覚

- 一 四拾五人 地下ノ上山
- 一 貳拾参人 与惣居谷山
- 一 九人 戸石崎山

七月廿三日

一 貳拾式人

至 廿六日

一 七人半

百六人半

古は御懸木山御道入人夫書面の通り差出申し候。依つ
て此段御断り申し上げ候。以上

卯 八月朔日 役 人 印

進 上

但し御山方へ差出し申し候

これは、七月十一日請求の賃銀の下附がないので、其
の後出役した二十九人分を、併せて更に請求書を出した
ものである。

〔第十二資料〕——村の中用金積立に關する文書

覚

- 一 貳拾五匁八分 羽出浦網方 倉 吉
- 一 四拾四匁六分 伴 五 郎
- 一 貳拾四匁五分 徳 助
- 一 拾匁六分 平 太 郎
- 一 拾匁六分 宇 七 郎
- 一 貳拾八匁六分 但し去る子七月より、去る丑年迄網引分け

但し去る子七月より、去る丑年迄網引分け

但しだけか下山 伐出し水代

一 貳百目 但しだけか下山 網方平太郎

但しだけかお漁業二付、村方へ助借仕り候。

一 三拾四匁七分 去る亥年 萬代

一 五拾八匁六分八厘 去る子年 萬代

一 五拾三匁五分式厘 去る丑年 萬代

一 百四拾六匁九分 但し去る亥年より去る丑年迄三ヶ年分 茶代

但し去る亥年より去る丑年迄三ヶ年分 茶代

